

第34期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年4月25日（木曜日）午前10時
受付開始：午前9時15分

開催場所

大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階
「レ・ルミエール」

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い
申し上げます。
議決権行使期限
2024年4月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

証券コード 5888
2024年4月10日

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町一丁目12番38号
D A I W A C Y C L E 株式会社
代表取締役社長 涌 本 宜 央

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの令和6年能登半島地震により被災されました皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第34期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiwa-cycle.co.jp/ir/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5888/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ダイワサイクル」又は「コード」に当社証券コード「5888」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年4月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年4月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 「レ・ルミエール」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第34期（2023年2月1日から2024年1月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。
- （1）事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- （2）計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎本株主総会では、ご出席の株主様へのお土産及び飲料をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は2023年11月8日をもちまして、東京証券取引所グロース市場に上場することができました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

第34期の期末配当につきましては、以下の配当政策に基づくとともに、株主の皆様へ感謝の意を表するため、当期の業績を踏まえた普通配当37円に、株式上場記念配当12円を加え、合わせて1株につき49円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項
及びその総額

当社普通株式1株につき金 **49円**

(うち、普通配当37円、株式上場記念配当12円)

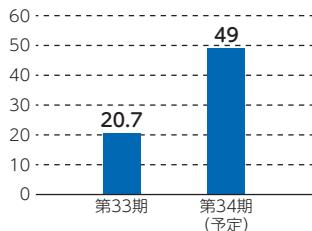
配当総額 **133,897,400円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年4月26日

<ご参考>

配当金の推移 ■期末 (単位:円)



配当政策

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。将来の積極的な事業展開と経営環境の急激な変化に備えた経営体質の構築に必要な内部留保を確保するとともに、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元を経営の重要施策として、業績を勘案しながら配当性向20%を目途に配当を実施する方針です。内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業成長に向けた投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

(※) 2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いましたため、第33期の1株当たりの配当額について、当該株式分割に伴う影響を考慮し、換算した配当額を記載しております。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものがあります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
 いとう りょう た 伊藤亮太 (1987年7月28日生) 男性	2010年3月 当社入社 2021年2月 当社営業本部営業部長 2023年1月 当社営業本部西日本営業部長 2024年2月 当社営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	1,300株
【取締役候補者とした理由】 伊藤亮太氏は、入社以来、約7年に亘る店舗での営業経験を有し、その後は、ブロックマネージャー、ゼネラルマネージャーを歴任し、営業部門において豊富な経験と強いリーダーシップで、これまで当社の業績向上に大きく寄与いたしました。同氏の知見と経験に基づく意思決定は、当社の企業価値向上に欠かせない必要な人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 伊藤亮太氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「4. 会社役員の状況(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりであります。伊藤亮太氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、更新を予定しております。

以上

事業報告

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により経済活動の正常化が進む中、インバウンド需要の回復などにより景気は緩やかな回復傾向がみられたものの、地政学的リスクを抱える国際情勢、円安の進行や物価上昇など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が属する自転車業界におきましては、相次ぐ諸物価の上昇や円安に伴い商品の販売価格が上昇したことにより、自転車の買い替え需要が減少するとともに、修理需要が増加いたしました。他方、2023年4月からのヘルメット着用の努力義務化に伴い、ヘルメットの販売も順調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社におきましては地方自治体による地域経済活性化策を追い風に、接客の強化と販売促進を行った結果、プライベートブランドを含む電動アシスト車やスポーツ車などの高単価商品の販売が好調に推移いたしました。加えて、高まる高単価商品や修理・メンテナンス需要に応えるための人材育成に注力いたしました。さらに、当社のプロモーション及びECの利便性を活かした店舗受取サービスを積極的に推進するため、コーポレートサイト及びECサイトのリニューアルを実施いたしました。

出退店の状況につきましては、直営店として関東圏に6店舗、関西圏に11店舗の17店舗を新規出店いたしました。この結果、当事業年度末の店舗数は、直営店118店舗、FC店6店舗の124店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は15,339,643千円（前事業年度比17.2%増）、営業利益は797,006千円（同41.9%増）、経常利益は804,697千円（同31.9%増）、当期純利益は501,370千円（同21.1%増）となりました。

なお、当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、販売網の拡充のため新たに直営店17店舗を出店し、設備の修繕・更新等を実施するために既存店の改修を行いました。その結果、設備投資総額は、有形・無形固定資産334,174千円、建設協力金123,400千円及び賃貸借契約に係る差入保証金80,492千円の合わせて538,067千円となりました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却等はありません。

また、当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

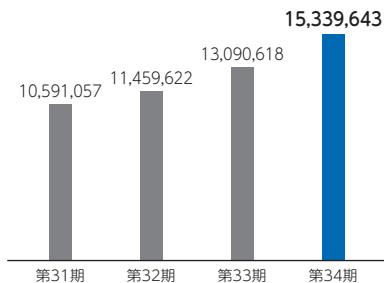
③ 資金調達の状況

当社は、2023年11月8日の東京証券取引所グロース市場への株式上場にあたり実施した公募増資により新たに888,720千円、第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により新たに177,744千円の資金調達を実施し、資金需要に備えております。

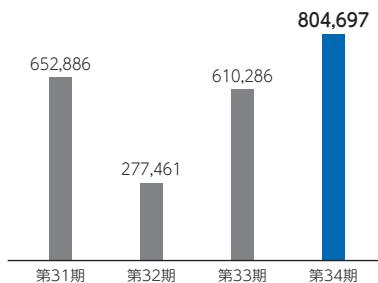
また、新株予約権の行使により12,690千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

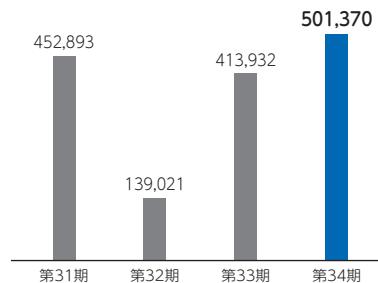
■ 売上高 (単位：千円)



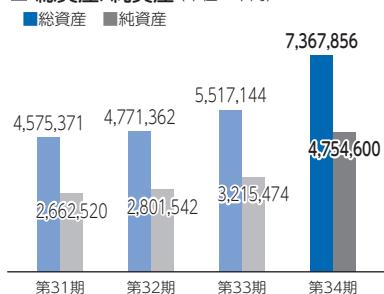
■ 経常利益 (単位：千円)



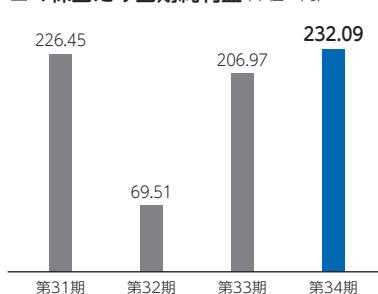
■ 当期純利益 (単位：千円)



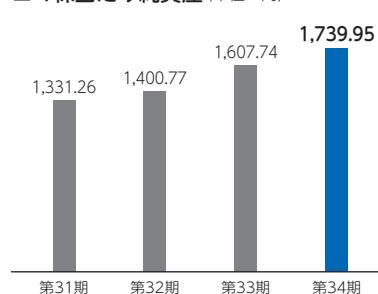
■ 総資産/純資産 (単位：千円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	第31期 (2021年1月期)	第32期 (2022年1月期)	第33期 (2023年1月期)	第34期 (当事業年度) (2024年1月期)
売 上 高 (千円)	10,591,057	11,459,622	13,090,618	15,339,643
経 常 利 益 (千円)	652,886	277,461	610,286	804,697
当 期 純 利 益 (千円)	452,893	139,021	413,932	501,370
1株当たり当期純利益 (円)	226.45	69.51	206.97	232.09
総 資 産 (千円)	4,575,371	4,771,362	5,517,144	7,367,856
純 資 産 (千円)	2,662,520	2,801,542	3,215,474	4,754,600
1株当たり純資産 (円)	1,331.26	1,400.77	1,607.74	1,739.95

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 当社は、2020年9月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、いずれも第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第33期の期首から適用しており、第33期以降に係る各数値につきましては、当該会計基準適用後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が、継続的に成長するためには、事業規模・収益を拡大させ強固な経営基盤を構築することが必要不可欠であります。そのため、以下について、対処すべき課題として取組んでまいります。

① 出店拡大

自転車業界は自転車販売事業者数が減少し続けており、寡占化が進みつつあります。このような環境下において出店拡大を続け、業界のキープレイヤーの1社になることが、その後事業を安定的に営む上で重要であると認識しております。従って、中期的には200店舗を目指して出店を加速してまいります。

② 来客数・集客力の向上

当社は、持続的に成長するためには、当社及び当社商品の知名度を向上させ、新規顧客を継続的に獲得し、顧客数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのため、利便性の高い立地での出店、店舗認知度を高めるためのチラシ・広告等積極的な販売促進活動により、来客数・集客力を高めてまいります。

③ 「ダイワサイクル」ブランドの認知度向上

少子高齢化・人口減少に伴い、わが国の自転車市場における競争激化が予想される中で、当社がより一層の競争力強化を推し進めていくためには、「ダイワサイクル」ブランドの認知度をより向上させることが重要であります。この点、「サイクルスタジオ・シルバーリング」店舗を「ダイワサイクルSTYLE」「ダイワサイクルプロ」に屋号を変更し、ブランドの統一を図りました。今後、ドミナント型での出店の拡大や積極的なPR活動、商品品質、サービス品質の向上を通じてさらなるブランドの認知度を向上してまいります。

④ リピート顧客の獲得

自転車は、生活必需品であり、かつ人の成長や趣味・嗜好の変化に合わせて車種を変えて使い続けるものであることから、リピート顧客を獲得していくことが重要であると認識しております。リピート顧客を獲得するためには、自転車を販売するだけでなく、メンテナンスや修理等、販売した後についても責任をもって顧客の自転車生活をサポートすることが重要であると考えております。そのため、出張修理サービスの利便性をさらに高めることや、社員の接客技術と修理技術の向上に努めてまいります。

⑤ 人材育成

出店拡大の中でサービス品質を維持・向上させるためには、早期の人材育成が不可欠であると認識しております。当社では、研修を「商品知識」「接客」「技術」の3つの分野で定期的な研修及び試験を行っております。また、店長・副店長に対しては店舗運営研修等を行うことで人材の早期育成を図っております。

⑥ PB比率の向上

商品戦略として、魅力あるラインアップとすることを考えており、価格、品質等で顧客ニーズを的確に捉えることが必要です。これらの実現には、PB商品の取扱いを増大させることが必要であると考えております。一般的にPB商品はNB商品に比べ価格競争力のある商品の開発が可能です。当社では店舗で積極的に顧客ニーズを聞き取り、これを商品開発に活かすことで、顧客ニーズと合致した値ごろ感のある商品を開発してまいります。

⑦ 物流効率の向上

昨今の物流コストの上昇は、弊社にとっては仕入コストの上昇となります。この点、運送会社との協力関係を強化することやドミナント型の出店を増やすことにより、安定的かつ低コストのロジスティクス体制の構築を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年1月31日現在)

当社は主に自転車、自転車パーツ等の販売および自転車の修理・点検等のサービスを提供しております。なお、当社の事業は、「自転車関連販売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(6) 主要な事業所及び店舗 (2024年1月31日現在)

本	社	大阪府吹田市
東	京	神奈川
直	営	大阪府 兵庫県 京都府 奈良県 愛知県 東京都 千葉県 埼玉県 神奈川県
F	C	大阪府 兵庫県 埼玉県

(7) 使用人の状況（2024年1月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
628（70）名	33名増(8名増)	29歳3ヶ月	5.0年

（注）使用人数は従業員数であり、パート等臨時使用人は（ ）内に年間の平均人員を外書で記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年1月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年11月8日に、東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2024年1月31日現在)

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,732,600株 |
| (3) 株主数 | 1,267名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 W A K U M O T O	1,400千株	51.23%
涌 本 宜 央	400	14.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	87	3.21
楽 天 証 券 株 式 会 社	54	2.00
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	49	1.80
ダイワサイクル従業員持株会	41	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	40	1.49
山 田 裕 一	36	1.32
J P J P M S E L U X R E U B S A G L O N D O N B R A N C H E Q C O	33	1.23
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	30	1.10

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数第3位を四捨五入しております。
 3. 自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ①2023年4月19日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行い、同日付で当社定款に定める発行可能株式総数を変更しております。

これにより、発行可能株式総数は7,920,000株増加して8,000,000株となっております。

②2023年4月19日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

これにより、発行済株式の総数は1,980,000株増加して2,000,000株となっております。

③2023年4月19日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月27日付で1単元を100株とする単元株式制度を採用しております。

④2023年11月7日を払込期日とする公募増資及び2023年12月4日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行を行っております。

これにより、発行済株式の総数は720,000株増加して2,720,000株となっております。

⑤新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は12,600株増加して2,732,600株となりました。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権
発行決議日	2020年11月4日
新株予約権の数	150個
保有人数と保有数 当社取締役 (社外取締役を除く)	2名150個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式15,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり95,900円 (1株当たり959円)
新株予約権の行使期間	2022年11月5日から2030年11月4日まで
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(注) 2023年4月27日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	第1回新株予約権
発行決議日	2020年11月4日
新株予約権の数	654個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式65,400株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり95,900円 (1株当たり959円)
新株予約権の行使期間	2022年11月5日から2030年11月4日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>
割当先	当社使用人 83名

(注) 2023年4月27日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

名称	第2回新株予約権
発行決議日	2021年11月10日
新株予約権の数	345個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式34,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	—
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり120,200円 (1株当たり1,202円)
新株予約権の行使期間	2023年12月1日から2031年9月30日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>② 新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p>
割当先	当社使用人 49名

(注) 2023年4月27日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態 (2024年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	涌本宜央	
取締役	齋藤勇治	管理本部長
取締役	金子陽一	営業本部長
取締役	大久保修三	
常勤監査役	永井康	
監査役	若山満教	若山綜合法律事務所 代表社員弁護士
監査役	山口雅之	税理士法人良知 代表

- (注) 1. 取締役大久保修三氏は、社外取締役であります。
2. 監査役永井康氏、若山満教氏及び山口雅之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山口雅之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動 該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日後における取締役の地位、担当の異動

氏名	異動後の地位、担当	異動前の地位、担当	異動年月日
金子陽一	取締役 商品・マーケティング本部長	取締役 営業本部長	2024年2月1日

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、優秀な人材の確保、職務執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は役員及び管理・監督の立場にある従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害などは填補の対象としないこととするなど一定の免責事由があります。

(7) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定に関する方針については、公平性、客観性に資するものであることとし、取締役会において決定しております。当社の取締役の報酬体系は固定報酬を基本とし、業績連動報酬は支給していません。個人別の取締役の報酬等の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会において決定した「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」に基づき、経営環境、各取締役の職位・職責・経営能力・功績等を総合的に勘案して決定しております。また、取締役の個人別報酬額の決定方法につきましても、独立役員が過半を占める取締役会において決定しており、取締役会としてその内容が妥当なものであると判断しております。なお、当事業年度において、任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会からの委任に基づき、役員の指名・報酬等に関する事項につい

て、答申できる体制を構築しております。また、監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会又は監査役の協議により、個人別の報酬額を決定しております。当社の役員のうち取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年10月12日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額300百万円以内（同株主総会終結時点の取締役の員数は3名）とするものであります。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年9月1日であり、決議の内容は、監査役の報酬額を年額30百万円以内（同株主総会終結時点の監査役の員数は2名）とするものであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	58,800千円 (3,600)	58,800千円 (3,600)	－ (－)	－ (－)	4名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	11,000 (11,000)	11,000 (11,000)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	69,800 (14,600)	69,800 (14,600)	－ (－)	－ (－)	7 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社は上記以外に職務執行の対価として、取締役に対して新株予約権を付与しております。なお、当事業年度の末日における取締役の新株予約権の保有状況は「3. 新株予約権等の状況（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

(8) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外監査役若山満教氏は、若山綜合法律事務所の代表社員弁護士であります。若山綜合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外監査役山口雅之氏は、税理士法人良知の代表であります。税理士法人良知と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大久保 修三	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。主に長年の経営コンサルティングで培った見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に業務運営や意思決定時の法令遵守等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定基準や役員報酬等の決定基準の作成過程において、指名・報酬委員会を主導しております。さらに、代表取締役社長との意見交換会にオブザーバーとして参加し、意見交換しております。
監査役 永井 康	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。主に上場会社での管理業務及び監査役監査で培った見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換及び監査事項等の協議等において、必要な発言を行っております。さらに代表取締役社長との意見交換会を定期的に開催し、監査指摘事項の説明や代表取締役社長からの相談事項等について意見交換しております。

出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
監査役 若山 満 教	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定基準や役員報酬等の決定基準の作成過程において必要な発言を行っております。また、監査役会においては、監査結果についての意見交換及び監査事項等の協議等において必要な発言を行っております。さらに代表取締役社長との意見交換会を定期的で開催し、監査指摘事項の説明や代表取締役社長からの相談事項等について意見交換しております。</p>
監査役 山口 雅 之	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換及び監査事項等の協議等において必要な発言を行っております。さらに代表取締役社長との意見交換会を定期的で開催し、監査指摘事項の説明や代表取締役社長からの相談事項等について意見交換しております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,700千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠など

が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、新規上場に係るアドバイザリー業務及びコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社（当監査役会）は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が継続して職務を全うする上で重大な支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提出します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年1月31日現在)

(単位：千円)

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,161,346	流 動 負 債	2,543,108
現金及び預金	1,683,833	買掛金	844,031
売掛金	416,363	未払金	116,832
商品	2,693,717	未払費用	280,434
未着商品	134,743	未払法人税等	252,025
貯蔵品	6,443	未払消費税等	164,239
前渡金	3,635	契約負債	688,779
前払費用	138,403	預り金	36,770
その他	84,206	賞与引当金	159,995
固 定 資 産	2,206,509	固 定 負 債	70,147
有 形 固 定 資 産	869,836	退職給付引当金	64,147
建物	718,909	その他	6,000
構築物	69,137	負 債 合 計	2,613,256
工具、器具及び備品	81,789	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	103,252	株 主 資 本	4,754,600
ソフトウェア	103,180	資 本 金	549,582
その他	72	資 本 剰 余 金	539,572
投資その他の資産	1,233,420	資本準備金	539,572
出資金	10	利 益 剰 余 金	3,665,445
差入保証金	590,920	利益準備金	2,500
建設協力金	333,616	その他利益剰余金	3,662,945
長期前払費用	53,573	繰越利益剰余金	3,662,945
繰延税金資産	141,056	純 資 産 合 計	4,754,600
その他	114,243	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,367,856
資 産 合 計	7,367,856		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年2月1日から
2024年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,339,643
売上原価	8,608,127
売上総利益	6,731,515
販売費及び一般管理費	5,934,508
営業利益	797,006
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,294
為替差益	19,573
助成金収入	5,092
その他	8,005
営業外費用	
支払利息	261
デリバティブ評価損	11,068
株式交付費	11,559
上場関連費用	3,564
その他	821
経常利益	804,697
経常損失	
減損損失	13,502
税引前当期純利益	791,194
法人税、住民税及び事業税	272,325
法人税等調整額	17,498
当期純利益	501,370

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年3月18日

DAIWA CYCLE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	余 野 憲 司
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 村 圭 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DAIWA CYCLE株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年2月1日から2024年1月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘
すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

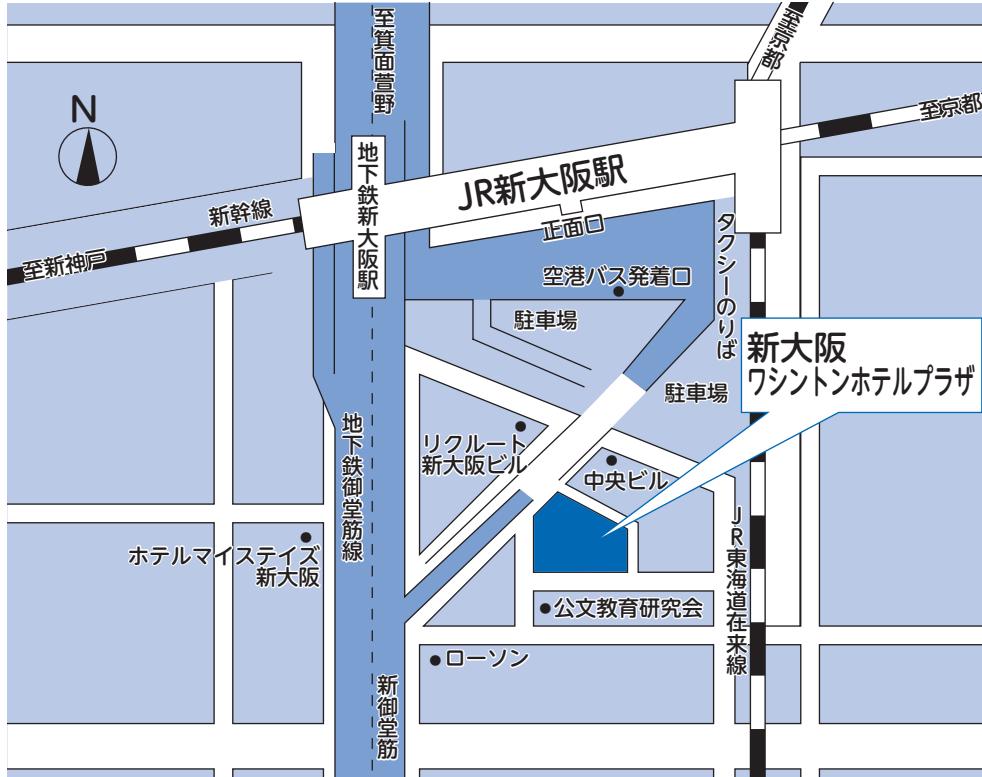
2024年3月18日

DAIWA CYCLE株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 永 井 康 ㊟
社 外 監 査 役 若 山 満 教 ㊟
社 外 監 査 役 山 口 雅 之 ㊟

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 「レ・ルミエール」



最寄りの交通機関

- 徒歩 JR新大阪駅 正面口から徒歩約3分
地下鉄新大阪駅 7番出口から徒歩約3分

— お願い —

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

本株主総会では、ご出席の株主様へのお土産及び飲料は
ご用意しておりません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。